

令和8年度 市県民税申告相談受付のご案内
申告に関するお知らせ
公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、確定申告書を提出する必要がない方でも、下記に該当する方は市県民税申告書の提出が必要です。

- (1) 公的年金・企業年金以外の収入がある方
- (2) 医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等を受けたい方 ⇒ 郵送による申告にご協力をお願いします。

営業・農業・不動産・山林所得がある方へ

○売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項の記帳・帳簿を基に収支内訳書の作成が必要です。

○帳簿、請求書、領収証などの書類は最長7年間保存する必要があります。

ご来場時のお願い等について

- ① 来場者の集中緩和について
混雑を避けるため、できるだけ指定された日に来場いただくようお願いします。
午前中は来場者が集中しますので、午後に時間をずらす等、併せてお願いします。
- ② 受付及び郵送での申告について
受付では自ら作成した申告書（自主申告）以外お預かりしませんので予めご了承ください。
なお、市県民税申告は郵送でも受付しています。郵送による申告の場合は、必要事項を記入のうえ、関係書類（マイナンバーカードの写し、源泉徴収票、控除証明書等）を添付し、市民税課までお送りください。
- ③ その他
本庁市民税課・支所・税務事務所・市民サービスセンターでの受付は行いません。

市県民税申告日程について【常磐地区】

月	日	曜日	相談地区	受付時間	会場
2月	26	木	関船町・水野谷町・藤原町・長孫町・岩ヶ岡町・馬玉町・下船尾町	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時30分	常磐公民館
	27	金	白鳥町・西郷町・下湯長谷町・三沢町・松久須根町・上矢田町・若葉台・松が台・草木台		
3月	2	月	上湯長谷町		
	3	火	湯本町・桜ヶ丘		